

令和 8 年度 駒澤大学教育後援会

鳥取県支部 定期総会

日時：令和 8 年 5 月 24 日（日）午後 3 時～

場所：米子ワシントンホテルプラザ

1、支部長挨拶

2、来賓挨拶

3、議 事

(1) 令和 7 年度 事業報告並びに決算報告について

(2) 令和 7 年度 監査報告

(3) 令和 8 年度 事業計画並びに予算書について

(4) 鳥取県支部 役員選出について

(5) その他

4、閉 会

駒澤大学教育後援会 鳥取県支部

令和7年度 事業報告

自令和7年4月1日～至令和8年6月30日

月日（曜日）	事業名	備考
令和7年 6月29日（土）	教育懇談会（本部） 鳥取県支部定期総会	ホテルニューオータニ鳥取
10月12日（日）	鳥取県支部55周年記念大会 鳥取県支部交流会	米子ワシントンホテルプラザ
10月13日（月）	出雲駅伝応援	出雲市（島根県）
令和8年 1月31日（土）	新年賀詞交換会（本部）	ホテルニューオータニ （東京）
2月24日（火）	支部監査	米子市梅翁寺
6月5日・7月10日・9月1日・9月5日・10月2日・12月26日	役員会（周年事業実行委員会）	

駒澤大学教育後援会 鳥取県支部

令和7年度 決算書

収入合計 613,576 - 支出合計 608,249 = 5,327

《収入の部》

(単位:円)

項目	本年度予算	本年度決算	増減	備考
繰越金	4,407	4,407	0	前年度繰越
補助金	400,000	600,000	200,000	活動支援金20万、応援補助金・周年事業助成金39.5万・賀詞交歓会記念品代5000
雑収入	593	9,169	8,576	預金利息169・周年事業寄付9000
合計	405,000	613,576	208,576	

《支出の部》

(単位:円)

項目	本年度予算	本年度決算	増減	備考
会議費	30,000	64,000	34,000	総会・役員会
通信運搬費	12,000	5,180	△ 6,820	はがき・切手・振込手数料
印刷費	6,000	4,350	△ 1,650	印刷代
消耗品費	4,000	0	△ 4,000	封筒・ラベル・ファイル
旅費交通費	30,000	50,000	20,000	支部総会・役員会交通費
事業費	280,000	474,159	194,159	出雲駅伝応援・周年事業
渉外費	30,000	10,560	△ 19,440	賀詞交歓会景品代
事務費	8,000	0	△ 8,000	
予備費	5,000	0	△ 5,000	
合計	405,000	608,249	203,249	

監 査 報 告 書

令和8年2月24日、米子市において、令和7年度
駒澤大学教育後援会鳥取県支部の会計監査を実施した結果、
関係帳簿及び証拠書類ともに適切に処理されておりました
ので報告致します。

令和8年2月24日

監 事 倉 瀧 英 信



駒澤大学教育後援会 鳥取県支部

令和 8 年度 事業計画

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

月日（曜日）	事業名	備考
5月24日（日）	教育懇談会（本部） 鳥取県支部定期総会	米子ワシントンホテルプラザ
10月11日（日）	鳥取県支部交流会	
10月12日（月・祝）	出雲駅伝応援	出雲市（島根県）
令和9年 1月30日（土）	新年賀詞交換会（本部）	
3月	支部役員会・監査	
適時	役員会	

駒澤大学教育後援会 鳥取県支部
令和8年度 予算書

《収入の部》

(単位:円)

項目	本年度予算	前年度予算	増 減	備 考
繰越金	5,327	4,407	920	前年度繰越
補助金	400,000	400,000	0	活動支援金・応援補助金20万円
雑収入	5,033	5,000	33	預金利息・賀詞交歓会記念品代
合計	410,360	409,407	953	

《支出の部》

(単位:円)

項目	本年度予算	前年度予算	増 減	備 考
会議費	30,000	30,000	0	総会・役員会
通信運搬費	12,000	12,000	0	はがき・切手・振込手数料
印刷費	6,000	6,000	0	印刷代
消耗品費	4,000	4,000	0	封筒・ラベル・ファイル
旅費交通費	35,000	30,000	5,000	支部総会・役員会交通費
事業費	280,000	480,000	△ 200,000	交流会・出雲駅伝応援
渉外費	30,000	30,000	0	関係団体等との参加費・懇親会費
事務費	8,000	8,000	0	
予備費	5,360	9,406	△ 4,046	
合計	410,360	609,406	△ 199,046	

駒澤大学教育後援会 鳥取県支部

令和8年度 支部役員

役 職	氏 名
支 部 長	倉 瀧 英 信
副 支 部 長 兼 事 務 局 長	仲 倉 幸 雄
理 事	岩 田 文 代
理 事	山 本 康 典
監 事	新 田 朗 尚

(敬称略)

駒澤大学教育後援会鳥取県支部会則

(名称及び所在地)

第1条 本支部は、駒澤大学教育後援会鳥取県支部（以下「支部」という。）と称し、所在地を支部長宅に置く。

(目的)

第2条 支部は駒澤大学教育後援会（以下「本部」という。）の下、駒澤大学（以下「大学」という。）と家庭との緊密なる連絡を図り、その教育的効果の向上に協力するとともに、併せて会員相互の親睦並びに学生の勉学と福祉に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 支部は大学に在籍する全学生の父母又は保証人をもって組織する。

(事業)

第4条 支部は第2条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。尚、事業を行う場合、準備段階から本部事務局と連携をとるものとする。

- (1) 総会、懇親会、研修会、講演会など
- (2) 学生の福利厚生、生活指導、就職情報提供等
- (3) 大学の興隆発展の援助
- (4) その他必要な事業

(役員)

第5条 支部に次の役員を置く

- (1) 支部長 1人
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1人
- (5) 事務局長 1人 「支部長、副支部長、理事より兼任可」

(役員を選出)

第6条 役員は会員の中より選出し、総会の議決を得るものとする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表して会務を総理し、会議の議長となる。
支部長は、本部との連絡、調整にあたるものとする。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故がある時はこれに代わる。
- (3) 理事は支部長の指示を受け、会務の企画運営にあたる。
- (4) 監事は会務及び会計を監査し、必要あるときは、役員会の招集を要求することができる。
- (5) 事務局長は、支部長の指示を受け、事務処理にあたる。

(役員会)

第8条 役員は役員会を構成し、必要に応じて支部長がこれを招集する。

- (1) 役員会は総会に次ぐ議決機関であり、支部事業の予算、決算、その他必要な事項を審議するとともに、緊急により事業遂行に支障をきたすおそれがあるときは、これを議決することができる。
- (2) 前項による場合は、支部長はその経過を総会に報告し、追認を受けなければならない。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問・特別顧問)

第10条 本会に顧問及び特別顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は役員会の推薦により支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。顧問の仕事は1年とする。
- (2) 特別顧問は役員会の推薦により総会の議決を経て、支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。
特別顧問の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(経費)

第11条 支部の経費は、支部活動費（活動支援金、応援補助金）、その他をもって支弁する。

(会計年度)

第12条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(総会)

第 13 条 総会は年 1 回支部長がこれを招集する。ただし、必要に応じ臨時総会を招集することができる。

- (1) 支部長は、総会に本部役員若干名の出席を要請する。
- (2) 支部長は、大学の講師を必要に応じて要請することができる。その場合は、本部会長に申請するものとする。

(議決)

第 14 条 支部の議決決定は出席会員の過半数の同意をもってこれを決する。

(会則の改廃)

第 15 条 この会則の改廃については、総会の議決を得なければならない。ただし、本部の会則と趣旨の異なる改廃を行う場合においては、本部の承認を得るものとする。

(適用の特例)

第 16 条 この会則にさだめのないものは、すべて役員会に諮るものとする。ただし、本部の指示が出た場合は、それに従うものとする。

附則

本支部会則は昭和 45 年 4 月 1 日より施行する。

昭和 49 年 6 月 29 日一部改正 (会費を 2 千円とする。)

昭和 54 年 10 月 4 日一部改正 (会費を 3 千円とする。)

昭和 56 年 7 月 21 日一部改正 (会費を 5 千円とする。)

昭和 61 年 10 月 25 日一部改正

昭和 62 年 7 月 5 日一部改正 (会費を 3 千円とする。)

平成 8 年 6 月 23 日一部改正

平成 21 年 6 月 21 日一部改正

平成 22 年 5 月 29 日一部改正

平成 26 年 5 月 31 日一部改正

令和 6 年 6 月 29 日一部改正

駒澤大学教育後援会鳥取県支部旅費規程

第1条 本規程は、駒澤大学教育後援会鳥取県支部（以下「当支部」という。）が行う行事等
に出席、又は参加し、任務を果たすことを目的として旅行した者に対し支給する旅費
について定める。

- (1) 旅行命令者は支部長とし、旅行命令簿に記載し、提示または口頭により発するものとする。

第2条 旅費支給の対象となる行事等とは、次の各号とする。

- (1) 駒澤大学教育後援会主催の会議
- (2) 当支部役員会
- (3) 当支部総会
- (4) 当支部の行う行事
- (5) その他支部長が必要と認めた会議、講習会、視察等

第3条 旅費の支給は、別に定めのある場合を除き、実費の全部又は一部を支払うものとする。
ただし、当支部役員会及び総会の旅費支給対象者は、父母または保証人のうち1人
のみとする。

第4条 支給する旅費の項目は交通費及び日当とし、次の各号に定めにより支給する。

- (1) 交通費

交通費は、次のとおりとする。

- ① 県内 2,000 円
- ② 県外 必要最低限の実費

- (2) 日当

- ① 半日（4時間以内）1,000 円
- ② 1日（4時間超） 2,000 円

- (3) 宿泊費

宿泊費は、実費支給を原則とし、一泊 12,000 円を限度額とする。この認定は
支部長があたる。

第5条 旅費の支給を受けようとする者は、必要に応じて領収書を支部長に提出しなければ
ならない。

第6条 特別な事由がある場合又は本規程の運用が困難な場合は、支部長の事前の承認を条件
として、その都度個別に定める。

第7条 この規程の改廃は当支部役員会で決定する。

附則

この規程は、令和6年6月29日より施行する。